

大 川 市 議 会 第 5 回 定 例 会 会 議 録

平成25年9月6日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1 . 出席議員

1番	池	末	秀	夫	10番	中	村	博	満
3番	水	落	常	志	11番	石	橋	正	毫
4番	吉	川	一	寿	12番	古	賀	光	子
5番	古	賀	龍	彦	13番	川	野	栄	美子
6番	箴	島	か	おる	14番	今	村	幸	稔
7番	岡		秀	昭	15番	福	永		寛
8番	内	藤	栄	治	16番	井	口	嘉	生
9番	平	木	一	朗	17番	永	島		守

欠席議員

な し

2 . 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市		長	鳩	山	二	郎					
副	市	長	酒	見	隆	司					
教	育	長	石	橋	良	知					
会	計	管	理	者	宇	木	博	子			
(兼)	会	計	課	長							
消		防	長	田	中	晴	彦				
(兼)	警	防	課	長							
経	営	政	策	課	長	中	島	久	幸		
総		務	課	長	古	賀	恭	治			
(併)	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長

企 画 調 整 課 長	本 村 和 也
イ ン テ リ ア 課 長	橋 本 浩 一
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	添 島 清 美
ク リ ー ク 課 長	古 賀 政 彦
都 市 建 設 課 長	石 橋 徳 治
ま ち づ ぐ り 推 進 課 長	宮 崎 博 巳
上 下 水 道 課 長	平 田 敏 弘
消 防 本 部 総 務 課 長	大 淵 慶 人
学 校 教 育 課 長	持 木 芳 己
監 査 事 務 局 長	石 橋 新 一 郎

3 . 本 議 会 の 書 記 は 次 の と お り で あ る 。

議 会 事 務 局 長	木 下 剛
議 会 事 務 局 書 記	永 尾 龍 之 介
議 会 事 務 局 書 記	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	古 賀 章 子

4 . 付 議 事 件

1 . 一 般 質 問

1 . 議 案 に 対 す る 質 疑

(議 案 第 41 号 ~ 第 53 号)

1 . 決 算 特 別 委 員 会 の 設 置 、 委 員 の 指 名

(議 案 第 45 号)

1 . 委 員 会 付 託

5 . 一般質問通告

発言 順位	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
6	13	川 野 栄美子	1 . 残る 5 市 条例 (男女共同参画) は進むのか !
7	7	岡 秀 昭	1 . 県道水田大川線へのバイパス整備について 2 . クリーク浚渫について

午前 9 時 開議

議長 (石橋正毫君)

皆さんおはようございます。一般質問の 2 日目であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。この際、お願いいたします。

一般質問の発言時間につきましては、答弁を含め 1 時間 30 分程度でお願いいたしたいと思っておりますので、この点、執行部におかれましても何とぞ御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、順次発言を許します。

まず、13 番川野栄美子君。

13 番 (川野栄美子君) (登壇)

皆さんおはようございます。議席番号 13 番川野栄美子でございます。

本日の一般質問は、「残る 5 市 条例 (男女共同参画) は進むのか ! 」という質問をいたしてまいります。

この質問は、既に議員さんたちも御存じのように、前からこれは続いてこのような問題は上がっていたんですけども、まだ条例に至るところまではいっていませんでした。男女共同参画についてのいろいろな行事とか、また勉強会はずっとあっていますけれども、いよいよ条例をつくるのかというものを、きょうは新市長になられました鳩山市長にこのことを聞いてまいりたいと思います。

これは条例でありますので、かなり難しい問題かと思えます。私どもも、きょうは傍聴も女性の方がたくさんおいででございますが、日ごろ女性が考えていたものとか、きょうは来

られないけれども、これだけはどうしても言ってほしいというものもきょういただきましたので、そういうものをぶつけながら、市長からの答弁をお願いしたいと思います。

昨日、新聞を読んでいましたら、皆様方も既に御存じかと思います。新聞の1面に、婚外子相続差別は違法という記事が大きな見出しで載っておりました。どこの新聞社もこれが載っていたようであります。これは、男女共同参画社会に対する進歩の一つとしてこれが生み出されたんじゃないだろうかなと思います。これは画期的なことではありますが、明治以来続きました民法を変えるだけのエネルギーがこの日本もできてきたというのは画期的なことではないだろうかなと思います。まだこれに対して決まったわけではありませんけれども、これも国連の働きで、日本は、やはり親は選べない、婚外子として生まれた子供は親を選べない、人権的な要素をかなり含んだものがこの中に入っています。

人権といえば、義務教育で人権についてはしっかり学習して社会に出るんですけども、社会の壁は大変厚く、男性と女性を比べて、つまり仕事となりますと、平等みたいですけども、この大川を見ましても、かなりパートの女性たちが大変占めているというところで、男女平等というものが何でも平等になるということはかなり難しいですけども、それに近づけるようにしないと、男性も女性も人口が減ってきて、これではやっぱり日本の社会が大変だというところで、日本の国は男女共同参画社会基本法という法律をとって、それが県に流れ、県から今度は市町村に流れております。

市町村を見ますと、大きな市、例えば、筑後のほうでいきますと、久留米市あたりは早くからこのことを研究し、条例なども大変すばらしい条例ができております。この条例に対しまして、鳩山市長の前の植木市長は、幾ら条例をつくっても、絵に描いた餅では何にもならない、女性が泣くような条例をつくっても、それはマイナスでしょうということを盛んに言われました。うちの女性議員の中からも、じゃ、それをつくるために、どれくらい時間がかかりますかという質問がありまして、これを女性が上げてくるまでにはかなり時間がかかる。そうしましたら、条例などをつくるような時間が何十年後になるかということも全くわからないわけです。

植木市長には、条例をつくって、そして、その条例の規則によって、女性も泣き泣き、そのような審議委員会とか、いろんなものに入って、わからない、わからないと言って、入っても、でも、その土壇場になって、しっかりやらずにちゃいけないというところに、初めて、そこから目覚めて、すばらしい女性のリーダーとしてなった方もたくさんいらっしゃいます

ので、条例をつくるということは、この大川市にとって、とても、やっぱり必要でないだろうかということはかなり私たちは訴えてまいりました。

市の職員さんの中にも、課長さんたちは大変少のうございますけれども、すばらしい女性がいるから、もっと課長さんたちも女性をしたらどうですかと言いますけれども、やはり課長クラスになりますと、親が年をとってきて、介護の役割、見なくちゃいけないようなものがあって、なかなかそういうわけもできないというふうなもので、家庭の事情とか、そういうものがあるということであります。

ですから、そういうところで、女性がかかなり不利な点が今までやってきたということでもあります。

私は、アメリカに研修に行きましたときに、国連にもちょっと研修のために行ってまいりました。国連は、世界各国の人たちが本当にいろいろ忙しく働いています。主の言葉は英語でありますけれども、日本から派遣されました国連で働いている女性たちは、かなり世界のいろいろな女性たちとつき合いますので、考え方も本当にすばらしい考え方を持っていますね、私は同じ日本人であろうかと、もう目を疑ったわけでもあります。

それで、スウェーデンとかデンマークも男女共同参画を推進するための視察として行きましたけれども、その中に、男女共同参画社会というところで、なぜ日本は男女共同参画を使うのか、男女平等社会ではないだろうか、何でそういうのを使うのかとあって、反対に質問を受けました。でも、一気に平等までちょっといかないものだから、参画をして、徐々に上げていこうというような国の答弁でありましたけれども、総理大臣みずから本部長となりまして、これから男女共同参画社会を目指さないと、日本はやっぱり世界の国々と肩を並べてやっていけない、それだけ重要なものであります。

では、地方、大川市はどうするのかということは、地方は地方で条例をつくって、しっかりやってください。地方分権、こういうのがぼんと来ます。そういうところで、条例がいろいろできているんですけども、あと残っている市は、大川市、柳川市、中間市、みやま市、若宮市（89ページで訂正）、市ではあと5つ残っております。お隣のみやま市は、平成25年度ぐらい以降に条例をつくりたいというふうなもので研究もしておりますので、やがて条例もできてくるんじゃないだろうかと思うわけです。

そういうところで、この大川市も条例に向けて、本当にしっかりとやっていかななくてはならないというときがもう来ていると私は思うわけです。それは、前の市長がおっしゃったよ

うに、条例も絵に描いた餅では何にもなりませんということではありますが、絵に描いた餅をつくろうという気は、もう私は、つくってもらおうという気はさらさらありません。本物をですね、本当にやっぱり喜ばれるような条例をつくらないと、ただただ条例をつくっただけでは何にもならないということはわかっております。

今回は、鳩山市長がこの条例をどのように考えてあるか、進むのか、少しまだ研究をして待っていてするのかというところをきょうは答えていただきますけれども、国連が言ったのは、1975年に国際婦人年として決めますというところで、その中で、世界活動の目標として、男女平等の促進と社会、経済、文化の発展への女性の参加、国際友好と協力への女性の貢献というもの、この3つを挙げています。だから、どんどんどんどん変わっておりますけれども。

大川市は、皆さん御存じのように、第2次大川市男女共同参画計画というものがもうつくられております。福岡県は、福岡県男女共同参画、これは第3次、もう3ができていますね。大川は2次をつくっています。この計画がきちんとされていないと、条例までいかなから、大川市は、これの計画をして、ちょっと見直さなくてはいけないところもありますけれども、ここまでできているというところは、条例に移ってもいいだけのものが、土壌が少しでき上がっているんじゃないだろうかと思っています。

そういうところで、市長に条例をどう考えているかということをも、このところで聞きまして、あとは自席にいろいろなとお尋ねしてまいりたいと思います。

鳩山市長がいろんな、きのう一般質問がありまして、自分がやりたいことをいろいろお話しになりました。いろいろされることは、ぜひトップセールスでやっていただきたいんですけれども、基本として、基本が、この大川に地についていなかったら、どんなにいろいろしようと思っても、なかなかそれがうまくいかないと思うわけです。しっかりとした土壌をつくって、それから大川の、やっぱり出発を考えていただかなくちゃならないということです。

もう1つは、この大川市に女性がたくさんいるけれども、やっぱりリーダー的、地域で頑張っているけれども、なかなかそれが表に出るようなところまでいかない。この大川市の女性、女性の宝をどうやってうまくですね、目を広げていただきまして、いろんなところで活躍をしていただくかということは、新市長が働きの、これからの仕事の中で、まず最初に手がけていただきたい重要なものだと思いますので、その付近も踏まえて御答弁をいただけた

らと思います。

それでは、答弁をお願いいたします。

議長（石橋正毫君）

鳩山市長。

市長（鳩山二郎君）（登壇）

皆様おはようございます。

川野議員の質問にお答えをさせていただきます。

お尋ねの、男女共同参画条例の推進に関する御質問にお答えします。

まず、男女共同参画に関するこれまでの市の取り組みでございますが、平成7年に女性政策の担当部署を教育委員会部局に設置し、本格的な取り組みを始めております。平成13年には、男女共同参画推進本部を初めとする推進体制の整備を行い、その上で市民意識調査や大川市男女共同参画推進協議会からの提言などをもとに、平成15年に大川市男女共同参画計画を策定いたしました。

平成17年には、当該所管事務を教育委員会部局から市長部局に移管し、全庁的に取り組みやすい体制といたしました。

次に、男女共同参画を市民の皆様に理解していただくための啓発活動としては、定期的に市報へ関連記事を掲載するほか、母子保健事業や市主催行事の際にリーフレットやチラシ等の関連資料を配布しております。また、平成14年度からは、毎年、男女共同参画をみずからの問題と考えてもらうきっかけづくりとして、大川市男女共同参画推進フォーラムを開催しております。加えて、男女共同参画をより深く理解し、実践していただくことを目的とした学習会も開催しております。

女性の社会参画推進及び学習機会の創出については、昭和63年から開催されてきた婦人大学講座を、平成6年には女性セミナー大川と改称し、女性が女性問題など社会問題について見識を深める場を提供してきました。そして、平成20年からは、女性だけが学ぶだけでは問題が解決しないという観点から男性の参加も促進し、男女共同参画によるまちづくりを進めていこうという趣旨で、「大川あなたとわたしのまちづくりセミナー」という新しいタイトルを掲げ、男性の参加も呼びかけながら開催しております。

この事業には、さまざまな女性団体の皆さんに企画立案から、講師の選定やセミナーの運営など、さまざまな面で参画をいただいております。

このように、行政と市民とが手を携えながら、男女共同参画社会の実現に向けて歩みを進めてきたところであります。

男女共同参画社会の実現については、男女平等の理念はもちろんのこと、これからの人口減社会において、男女がともに尊重し、協力し合い、個々の能力を発揮することができる持続可能で活気ある社会を築いていくことが極めて重要な問題となっており、本市においても同じことが言えると考えております。

男女共同参画の推進は、家庭生活、地域生活、労働の分野など広範囲にわたり、固定的な性別役割分担意識の見直しや方針決定の場への女性の登用などの多方面での取り組みが必要です。

また、男女共同参画社会実現のためには、ドメスティック・バイオレンスの防止対策や生涯にわたる心身の健康維持、仕事と家庭の両立などの取り組みや支援も重要となっています。

現在は、平成22年度に策定した第2次大川市男女共同参画計画に沿いまして、「男女が尊重し合い、共に活躍できる社会の実現」を目標に、さまざまな施策に取り組んでおります。この計画の進行につきましては、外部の委員により構成されている大川市男女共同参画推進協議会において、計画の進捗状況に対する評価や意見をいただき、その後の施策の実施に反映させるという仕組みをつくり、着実に、またより充実した事業となるよう見直しを行いながら取り組んでおります。

次に、男女共同参画推進に関する条例については、その内容によっては、人の価値観や市民の生活様式などにも大きな影響を与えるものであるため、条例が想定した目的どおりに十分に機能するためには、その趣旨がしっかりと市民の皆様に理解され、賛同と共感を得られるものでなければなりません。

また、長引く景気低迷などによる厳しい経済情勢の中、条例の内容によっては企業の経営、雇用条件などにも影響を与えることも考えられることから、零細企業が多い本市では、事業者の方々にもその内容について、十分に御理解いただくことも非常に大切と考えております。

これまで、担当課の事務レベルでは、本市の課題を整理するための条例検討委員会の開催に向けて、事前勉強会を開催してまいりました。

今後の方針としましては、市報や行事での意識啓発に引き続き力を入れていくとともに、条例検討委員会を立ち上げ、その中で地域、企業、教育、労働など市内のさまざまな分野の団体等からいろいろな御意見をいただきながら、課題を整理し、本市にふさわしい、よりよ

い条例を制定するため、丁寧に作業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（石橋正毫君）

13番。

13番（川野栄美子君）

いろいろと、男女共同参画、今まであったことを、ちょっとお話ししていただきました。

まだ市長は来られて、中身はなかなかおわかりにならないだろうと思いますけれども、男女共同参画の委員をして、これから推進していきたいというふうに言われましたけど、やっぱり目標を持たなくちゃいけないと思います。条例を何年ぐらいまでに、およそ、つくるのかという目標。目標を持っていらっしゃいますか。

議長（石橋正毫君）

市長。

市長（鳩山二郎君）

質問にお答えいたします。

いつまでにつくるのかという目標についてでございますけれども、男女共同参画については、推進の分野も幅広く、その課題の内容も深いものがございます。これまでも事務レベルで勉強会を重ねてまいりましたが、もう少しこの勉強を十分にさせていただき、その後、条例検討委員会を立ち上げ、そこでさまざまな分野の方から幅広く意見を聞き、課題を整理してまいりたいと考えております。

期限がいつかという御質問でございますけれども、期限をいつと今ここで明確にお答えするのは、なかなか難しいものがございますけれども、平成23年度から「第2次大川市男女共同参画計画」も施行し、全庁を挙げて総合的に男女共同参画推進への取り組みを進めております。この計画の推進とともに、条例制定に向けて、大川市にふさわしい、また活気あふれるまちづくりにつながるような条例となるよう、作業を進めてまいる所存でございます。

議長（石橋正毫君）

13番。

13番（川野栄美子君）

市長、市長の考えでそれを言ってあるんですかね。今、下を向いて言われましたけどね。誰かが書いたのを何か、読まれたようなふうな感じがするんですけどですね。

そうじゃなくて、市長は新しくなられたから、やっぱり、これを進めていこうと思ったら、やっぱり、きちんとそういうふうなものを出さないとですね。今の答弁は、植木市長がおっしゃったような答弁と全く同じでございました。全く同じ、全然変わらない。

そういうところで、これはなかなか難しい問題ですので、いつまでというところは、なかなか難しいだろうと思いますけど、あとは気持ちです。本当にやろうと思ったら、これまでやりますよというのは、トップ、市長が決断しないと、市の職員はしません、はっきり言って。だから、市長がやっぱり決断をするべきだろうと思います。みんな来ているのは、きょう市長はどういうふうにそれを言っていただくだろうかと思って、息を凝らして見ております。もう一度お願いいたします。

議長（石橋正毫君）

市長。

市長（鳩山二郎君）

私、読まないでお答えをさせていただこうと思いますけれども、何といいましても、私の市長選挙の際に私が1万票を超える票をいただいたのは、何といいましても女性の力であったわけでありますから、やはり、そういった方々からお力をいただいたわけでありますし、（106ページで訂正）私自身は、残る福岡県下で5市しか、この条例をつくっていないということは、そこに大川が入っているというのは、私自身は大変残念なことだろうと思っておりますし、我が福岡県は都道府県議会の中において初の、福岡県の議長が女性が生まれた県でもありますから、やはり、そういった意味で、女性がこれからもますます社会の中ですばらしい仕事ができるような、そういう枠組みというのは間違いなくつくっていかねばいけないと思っておりますし、私自身は、これは確実に前に進めるべきだろうと強い意思を持っております。

議長（石橋正毫君）

13番。

13番（川野栄美子君）

意思はあるということだけおっしゃいましたので、それは大いに、ちょっと議会でも受けとめたいと思います。

意思があるといっても、やっぱり、きちんと数字とかあれで出さないと、気持ちだけ言っただけで、なかなか見えませんからですね。その付近は、これから御答弁の際には見えるよう

な発言でお願いしたいと思うわけでありませぬ。

質問を変えますけれども、男女共同参画の条例で、先ほど私が1つ言い間違えたそうでございますので、訂正をさせていただきたいと思ひます。

4つある中で、「若宮市」と言ひたいんですけど、本当は「宮若市」、反対に言ひたいですので、訂正をさせていただきます。

先ほど市長が言ひました中に、しっかり調査をしながら条例を進めていこうということと言ひましたけれども、大川市も平成27年までに目標として、数字として、市民意識調査で男女が平等であるというようなものは、もうちょっと、やっぱり平等であるというものを平成22年度は24%でしたけれども、平成27年には35%に上げたいというふうに、この中に数字が出ております。

市長ばかりやりたいと言ひても、行政の皆さんの協力がないと、これは条例もできませんので、ここに書いてあります目標に出してあります課に、ちょっとお尋ねをしながら、本当にこの条例を皆さん、職員さんも本気で取り組んであるのかということとをぜひちょっとお聞かせ願ひたいと思ひますので、市民調査の結果、男女が平等であるとか、男女共同参画社会の基本法を見たり聞いたりしたことがあるとか、市民調査の中で配偶者や交際相手の暴力について誰かに相談したことがあるということとか、そういうものが3つ、市民意識調査がこれまで、健康まで含めて、4つほどありますけれども、担当課、よかったら、この付近をお答え願ひたいと思ひます。パーセントが示してありますが、ここまでに、27年までにこれを持っていくということは、どんなふうにして持っていこうと思ひてあるのかということをお聞かせ願ひたいと思ひます。

議長（石橋正毫君）

本村企画調整課長。

企画調整課長（本村和也君）

川野議員から、成果目標の達成は大丈夫かというような趣旨であろうかと思ひます。

成果目標につきましては、現在、市が作成いたしてあります第2次大川市男女共同参画計画に掲げる施策を総合的に実施することにより、その目指すべき水準として、基本的施策ごとに成果目標を設定いたしてあります。

成果目標の設定に関しましては、平成22年度に実施いたしました男女共同参画に関する市民意識調査などにより、その実態を把握した上で設定したものであります。

議員御指摘の、4つほどの市民意識調査の現状から見た成果目標の達成に関してでございますけれども、まず、男女が平等であると答えた市民の割合を35%に目標設定しておるわけでございますけれども、これに関しては、計画の基本目標に掲げております男女共同参画意識の浸透が、その大事なことであろうというふうに考えておまして、その中の基本的施策の中で、啓発と、それから学習機会の充実をする施策を実施することによって、目標を達成しようとしているものでございます。

具体的には、市報等で男女共同参画に関する情報や啓発記事を掲載したり、男女共同参画に関する講座を開催もいたしております。そのほか、母子保健事業や市主催事業の機会を捉えて、関連資料を配布したりもしております。最近では、表現のガイドラインの作成及び周知徹底なども行いながら、目標達成に向けて努力をしているという状況でございます。

議長（石橋正毫君）

13番。

13番（川野栄美子君）

それは誰に向かってですか。大体、団体がこことか、誰というところがありましたら、どうぞ。誰に、市民といっても、たくさんありますから、男女共同参画条例を推進するためには、やっぱり中心になるようなものがないと、ふわっと、皆さんに取りかかっても、条例までいきませんよ。

市報というものは、皆さんにしてありますけれども、市報とか、それから学習とか啓発があつて、本当に男女共同参画が進んだかということ。進みましたか。お答え願います。

議長（石橋正毫君）

企画調整課長。

企画調整課長（本村和也君）

過去の市民意識調査を見ておりますと、平成22年度が直近でございますが、この意識につきましては、なかなか上向かないという現状は確かにございます。

ただ、これにつきましては、やはり、市報で啓発をすつとか、それから、いろんな学習の機会を捉えて、いろんな男女共同参画のお話をしながら、一人ひとりの市民の方の意識を変えていくという地道な作業が必要ではなかつかうかというふうに思つておるところです。

議長（石橋正毫君）

13番。

13番（川野栄美子君）

課長、言われることは十分わかります。市報、それは配る。学習、来たい人が来る。一人ひとりにどうやっていくのかということは、あなたが今所属されています課は大変だろうと思いますが、課は、やっぱり出て、市民の一人ひとりに、やっぱり情熱を持って言わないと、これは進まないわけですよ。市報を配りました、学習をしました、男女共同参画は進みますかというところで、なかなか進まないわけですね。

ほかに方法はないものでしょうか、市長、お願いします。

議長（石橋正毫君）

市長。

市長（鳩山二郎君）

御質問にお答えをいたします。

ほかに方法がないかということでございますけれども、私が今、議員の御発言を聞いていて思ったことは、私自身も、やはり市民の皆様方の啓発活動といえますか、お気持ちを、やはり私の気持ちといえますか、男女共同参画をしなければいけないという、そういう思いというのを、私自身も市民の皆様方、お一人お一人に御説明をさせていただきたいなというふうに率直に思ったわけでございまして、ですので、私自身がそういうさまざまな場面に出くわすことが多いわけでございまして、市民の方が大勢お集まりのところに私自身が行くことが多いわけでありまして、そういうときには、やはり、そういうお話をしっかりとさせていただけたらいいなというふうに思っておりました。

議長（石橋正毫君）

13番。

13番（川野栄美子君）

ぜひお願いしたいと思います。いいものができるだろうと思います。市長みずからされますと、市の職員さんたちもみずからしなくちゃなりませんので、ここで市長が言われました、あそこで市長が言われましたということがいろいろあったら、男女共同参画の推進も近くなるんじゃないだろうかと思しますので、ぜひお願いしたいと思います。

意識調査の中で、担当課にお尋ねいたしますけれども、配偶者や交際相手の暴力について、誰かに相談したかと答えた市民を18%から25%にするというふうに目標をしてあります。これはドメスティック・バイオレンスで、DVと言われておりますけれども、これはなかなか、

市のほうでも、これを把握するというのは難しいだろうと思います。警察とか病院とかですね、余り人に知られたくないというものを持っていますけど、ですけれども、きのうもテレビで言っていましたけれども、DVでいろいろした人をかくまって、かくまった人が、その夫がやってきて、かくまった人を殺したというようなものがニュースで流れていましたけど、これは非常に、殺人にまで結びつくぐらいの、男女共同参画の中でも、このことは非常に難しい問題として挙げられていますけれども、難しいものであります。

大川市も、女性に対して、このDVを、本当に一人で悩まないで、ここに電話してくださいよというところで、大川市の女子のトイレには、こういうものが置かれております。市長、御存じでしょうか。DVと書かれている。夫や恋人からの暴力に悩んでいませんかというところであります。ここに電話番号とか書いてありましてですね。なぐる、蹴る、平手打ちをする、物を投げつけられる、物を壊す、ののしる、ばかにする、生活費を渡さない、つき合いや外出を制限する、口答えをするな、出ていけとどなる、望まないセックスを無理強いする、避妊に協力しないというものはDVでありますよということを、ここの中に書いて、女子トイレにあります。

議会事務局の方に、男子トイレもありますかと、見に行っていたいただきましたが、男子トイレは、これがないそうであります。

これは女性ばかり、これをして、女性が被害者になるあれもありますけれども、男性にも、やっぱりわかっていただかなくちゃならないものでありますので、ちょっと、大川市の女子のトイレにはこれがおいてあります。よろしければ、担当課も、こういうふうなものが男性にもわかっていただく、学習でありますので、学習の中に、DVは非常に難しい問題ですけれども、ただ言わないだけで、大川市もかなりあっています。

どんなときにこれが発生するのかと、私もいろいろなものをちょっと調べてさせていただいた中に、主にDVがかなり多くなるのは、不況、木工の産業が倒産したりなんかされていて、非常に悪くなりますと、DVがかなり出てまいります。ですから、経済とか、そういうものに、DVも私はまだまだわかりませんが、つながっているのではないだろうかという感じがいたします。まだ調査したわけでないの、わかりませんが、かなりあるということですので、このことは非常に大事なものでありますので、これからの学習会とか、市報でもよくしてありますけど、DVとかドメスティック・バイオレンスとかいうふうなものをして、年をとった方は、これは何ということのということで、なかなかわ

からないということですが、市民にわかりやすく、このことも広く広報として流して
いただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

議長（石橋正毫君）

企画調整課長。

企画調整課長（本村和也君）

市報等で、啓発については検討させていただきたいというふうに考えております。

議長（石橋正毫君）

13番。

13番（川野栄美子君）

先ほど言いました、これは女子トイレのほうにありますけど、男子トイレのほうにも、こ
れを入れるべきでしょうか、課長。もう、これはそのまま女子のトイレだけでよろしいもの
でございましょうか。その付近の見解をお願いしたいと思います。

議長（石橋正毫君）

企画調整課長。

企画調整課長（本村和也君）

ちょっと、なかなか即答できないものもございしますが、基本的に女性の被害の方が多いの
で、女子トイレにあるんだろうというふうに考えておりますが、男子トイレに必要というこ
とであれば、設置する必要はあろうかと思いますが、そこら辺は検討させていただきたいと
いうふうに思います。

議長（石橋正毫君）

13番。

13番（川野栄美子君）

検討をお願いいたします。

次に移ります。

次に、目標の中に、これは職業のほうになりますけど、入札参加の資格の審査の申請業者
のうち、子育て支援とか男女共同参画の推進状況の報告の提出の業者を26%から35%に引き
上げたいということですが、35%に上げるということは、これは今のところ23、24、
25、26、27とずっととってあるみたいですけど、どんなふうに上がっておりますでしょうか。
どんなふうに上がっているかをお尋ねいたします。

議長（石橋正毫君）

古賀総務課長。

総務課長（古賀恭治君）

まず、入札参加審査申請業者のうち、子育て支援・男女共同参画推進状況報告書の提出業者の割合ということで、本市におきましては競争入札参加者の等級格付のための総合数値におきまして、社会貢献ということで、福岡県の子育て応援宣言登録制度に基づきまして、登録を受けている業者に評価点をプラスするという事としております。その子育て応援宣言の企業として登録をし、子育て支援・男女共同参画推進状況報告書を提出している業者の割合ということでございます。

平成22年度が26.3%、25年度が30.4%ですが、その途中の23年度、24年度、ちょっと今、資料を探しきれないんですけども、26%、25%、二十五、六%だったと思います。今年度、25年度がちょっとよくなりまして30.4%という状況でございます。

議長（石橋正毫君）

13番。

13番（川野栄美子君）

これ、よかったら、ずっととり続けていただきたいと思います。そして、議会のほうも時々、お返事をですね、この調査結果をいただければと思います。

福岡県のほうとも関連がありますけれども、企業の中で子育てを応援したりというところは、企業に対しては県が表彰を行っているようですけれども、多分、大川市でも表彰をもらった業者も、男女共同参画であったようですけれども、それは御存じですか。男女共同参画を推進しているというところで表彰をもらった業者がこの大川の中にあつたみたいですけど、それを御存じでしょうか。

議長（石橋正毫君）

総務課長。

総務課長（古賀恭治君）

質問がよくわかりませんでしたけど、表彰を受けた企業が大川のほうにありと、この子育て応援の分で表彰を受けた企業があることを知っているかということでしょうか。済みません。承知しておりません。

議長（石橋正毫君）

13番。

13番（川野栄美子君）

福岡県の広報紙に、大川市も表彰を受けたところがあります。それは男女、女性の雇用と男性の雇用が比較されて、かなりいい成績をとっていますよというのが載っています。ぜひ調べてですね。ただ、内々だけじゃなく、男女共同参画は県と関連がありますから、その付近を見ながらしていくと、結構、個人的にも表彰を受けているところがあります。表彰を受けているところを私も市のほうに言いましょうかと、私も言ったことがあるんですが、いや、もう、そういうことをしないで、自分は、もう自分がされることをしていますので、自分のところの会社とか、そういうふうな名前は言わなくて結構ということでもありますので、あえて言いませんけれども、そういう応援しているところは、ちゃんと、やっぱり行政のほうも把握はしていただきたいと思いますので、お願いしておきます。

次に移ります。

次に、市の管理職における女性の割合が、今度は平成27年に20%、今、平成22年度の調査では10%ですが、倍の20%に上げるということでもありますけど、これは推進できますか。

議長（石橋正毫君）

中島経営政策課長。

経営政策課長（中島久幸君）

川野議員の御質問にお答えいたします。

先ほど川野議員のほうから、目標数値が平成27年20%ということでございます。平成25年度までの実績につきましては約10%でございます。目標数値の約半分でございます。

この目標を達成するために、どういう取り組みをされてあるかという御質問かと思えますけれども、1つは、計画的な人事管理を行いまして、そして女性職員を積極的に登用しているわけでございます。しかしながら、川野議員の壇上でのお話にもありましたように、女性職員の早期退職など、職員個々の事情もありまして、結果的には進んでいないというのが実情でございます。引き続き、女性職員の管理職等への積極的な登用を行っていきたいと考えております。

取り組みの2つ目ですけれども、女性職員の能力開発のための各種研修会に積極的に参加をさせております。毎年、東京にあります自治大学ですね、これは毎年1名ずつ職員を派遣しております。この自治大学につきましては、将来の幹部職員を育成することを目的にやっ

ておりまして、3か月間の長期にわたる研修でございます。昨年度、初めて女性職員を派遣いたしました。今後とも、女性職員の研修参加への呼びかけを積極的に行っていきたいと考えております。

それから、第2次男女共同参画計画ですね、この中にも掲載されてありますアンケート調査の中に、役職に推薦されたら引き受けるかという質問がありまして、それに対する回答が、7割の女性が断るという回答でございます。この調査結果からも、今以上に女性職員の仕事に対する意識を高めることが必要ではないかなと考えておりまして、このために女性職員の職務への意識改革を図り、キャリア形成につながるような研修を実施していくことが必要ではないかなと考えている次第でございます。

以上、2つの取り組みを申し上げましたけれども、引き続き、女性職員の管理職等への登用促進、これと女性職員の能力開発のための取り組みを積極的に行いまして、女性職員の人材育成を図ることによりまして、目標数値20%になるだけ到達できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（石橋正毫君）

13番。

13番（川野栄美子君）

ありがとうございました。

私も、あれを見まして、やはり女性が何か来たときには、それを受けるかというところに、やっぱり7割近くが、いや、私はできませんと、やっぱり断るというわけですね。本当に、それが本当なのかということは、ちょっとまだわかりませんが、そういう面倒くさいようなものは、ちょっとよかったら御遠慮願いますというぐらいの軽い気持ちかもわかりませんが、女性にそういうものを本気にさせるというのが、とてもやっぱり、条例の中にヒントが隠れているだろうと思います。

市長は、市の職員といろんなところでお会いになって、お話しされていると思いますが、私は、若い人もどんどん大卒のいい方が入ってきて、ばりばり仕事もされてあります。もったいないだろうと思いますけど、市長から見ました女性の職員さんたちはどのようにお感じになりましたでしょうか、ちょっとお願いいたします。管理職になるような方はいらっしゃいませんか。

議長（石橋正毫君）

市長。

市長（鳩山二郎君）

お答えします。

まだ市長になって日が浅いものでして、市の職員の方、皆さん全員とお話できているわけではありませんけれども、大変すばらしい女性の職員の方が多いなという感想はございます。

つけ加えさせていただきますけれども、先ほど課長のほうから、アンケートで7割の女性が断るといふ、そういうアンケートでございましたけれども、まさに、そういうアンケート自体が、いかに大川が女性が社会進出しにくいまちであって、女性の方々がそういう気持ちになかなかならないという、その証左だと思っておりますので、やはり何といたしましても、そういったところは意識改革等をして改善していかなければいけないと思っております。

議長（石橋正毫君）

13番。

13番（川野栄美子君）

その目線で、ぜひお願いいたします。

それから、審議委員会に女性の委員の割合を35%にしたいというところもありますけれども、これはやっぱり審議委員会などに女性が出て、そこの付近から女性を、やっぱり鍛えていただきたいと思っております。これは、35%でございますので、よろしくお願いいたします。

その後、区長における女性の割合をゼロから4%、27年度に4%にするということでありまして、これはどのような計画でございましょうか。自信のほどはいかがなものでしょうか。お願いいたします。

議長（石橋正毫君）

宮崎まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（宮崎博巳君）

計画の中では、27年度で4%ということで目標を掲げておりますが、現状を申し上げますと、現在、区長さんが50名いらっしゃいます。全て男性の区長さんでございます。ちなみに、行政区制度が取り入れられました昭和42年以降、調べてみましたが、名簿上の判断でございますが、やはり男性の方でございます。

これまで実際、区長会等に行政のほうから働きかけをしたことは、正直言って、ございません。区長さんの選出と申しますか、これにつきましては、地域のほうからの推薦に基づきまして、市長のほうが委嘱をするといったようなシステムでございますので、やはり、この選出の方法については、それぞれ地域の決め事と申しますか、ルールと申しますか、そういったものがやはりあるのもありまして、やはり簡単にいかないといったことも事実ではないかというふうに感じております。

したがって、やはり、その取り組みということでございますが、まずは区長会のほうで、そういった計画の内容等の説明が必要かなというふうには感じております。

また、あわせて、女性の方が今以上、地域の中で役員さんとして活動いただいて、そういった女性の方の意見が反映できるような、そういったシステムと申しますか、組織と申しますか、そういったところの取り組みと申しますか、段階的な取り組みが必要になってくるのではないかと申します。

以上でございます。

議長（石橋正毫君）

13番。

13番（川野栄美子君）

課長、今お答えになられましたように、地域推薦ですから、そして、地域から上がってきたのを市長が委任するということでもありますので、地域から上がってきた区長さんを女性に4%するということは、非常に難しいということでもあります。

その中に、やっぱり地域で、そういう役をして、それから上がって来てもらうというような方法でないとできないんじゃないだろうかなと思いますが、地域では、女性は結構活動しているんですね。しています。区長さんを支えていますのも、やっぱり女性であります。

これは、まだまだ大川のほうも、区長さんを女性にしていくということは難しいだろうと思いますけれども、これだけ高齢化になってきて、若い男女は仕事をしなくちゃなりませんし、なかなかゆとりもないと思いますので、長い目では、本当に女性の区長も、やっぱり、いろいろ訓練しながらやっていかれるようにしないと、男性ばかりにお願いしますと言っていられない時代がもう来ると申しますから、行政のほうでも、どうやったら、こういうものを理解していただくのかということ、まちづくり課も大変だろうと思いますけど、やっぱり地域に出て行って、この付近のものも少し調査もしていただいて、また、いい方向、議会

でも何かお手伝いすることがございましたら、言っていただければ応援もしたいと思いますので、やはり地域はとても大切なところであります。ですから、ぜひ、この付近は、条例をつくる前ぐらいには、いい方向に持って行っていただきたいと思いますので、これからの研究をぜひ、まちづくり課にお願いしたいと思います。よろしく、どうぞお願いしておきます。

そのお答えをどうぞお願いしたいと思います。

議長（石橋正毫君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（宮崎博巳君）

今後の取り組みということでございますが、先ほど申し上げたとおり、まずは区長会のほうで、そういったお話をさせていただければというふうに考えております。

やはり、地域のコミュニティといいますか、そういったものがだんだん薄れていっているというような状況もございますので、それとあわせて、やはり自主防災組織的な災害の対応ということからいたしましても、やはり女性の皆さんの力というのは大変必要なところだと考えておりますので、ぜひ、そういった目標に向かって努力してまいりたいというふうに考えております。

議長（石橋正毫君）

13番。

13番（川野栄美子君）

先ほど市長がおっしゃいましたように、女性がなぜそういうところに出にくいかということ掘り下げないと、やっぱり女性が、じゃ、私は区長をしますと絶対言いません。してくださいと言っても、私はできませんと、やっぱり言うだろうと思います。なぜ、そういうふうに出にくいのかということ、ぜひ研究していただければと思います。ぜひ期待しておりますので、よろしくお願いしておきます。

最後に、女性の農業委員を1人から2人、それから農業の年金の加入者に対する女性の割合をふやそうということで、27年には25%となっております。

農業委員は、議会から推薦をいたしております。議会推薦だから、農業委員の数が1名ぐらい確保されていますけれども、選挙で出るということは非常になかなか難しいものでありますが、この付近はどのようにお感じになっていきますか、お答えを願いたいと思います。

議長（石橋正毫君）

添島農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（添島清美君）

農業委員会です。お答えいたします。

今現在、大川市の女性の農業委員さんは、公選で1名、それから議会推薦で2名でございます。計3名がいらっしゃいます。

ちなみに、筑後地区を申しますと、大牟田市が3人、柳川市がゼロ、八女市が2、筑後市がゼロ、大川市が3名ですね、それから、みやま市2名、大木町1名、広川町がゼロということになっております。

それから、もう1つですけれども、農業者の年金加入者に対する女性の割合という質問でございますが、これは平成14年度より新制度になっておりまして、農業の従事者であれば男女に関係なく加入できるようになっております。それで、農業者の老後の生活の安定のため、国民年金の上乗せ年金として農業者年金加入を推進しているところでございます。

今現在、大川市は43人中7人、16.3%でございます。それから、福岡県におきましては13.1%となっております。大川のほうは、農業に関する女性の考え方はよろしいかと思っております。

以上です。

議長（石橋正毫君）

13番。

13番（川野栄美子君）

今のところ3名ですけど、こればかり続くということはありません。これからどのようにしていこうとお考えでございましょうか。

議長（石橋正毫君）

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（添島清美君）

やはり、事務局としては、公選で1名よりも2名ということで地域から上がってきていただきたいということは考えております。

また、議会のお力添えを得まして、今2名の方が推薦になっておりますので、こういうのは持続していただければと考えております。

以上です。

議長（石橋正毫君）

13番。

13番（川野栄美子君）

農業委員も、地域から推薦されて選挙に出るということで、地域から推薦された方がほとんど、これも男性であるということで、女性が手を挙げるということもなかなか難しいものでありますけれども、1人は農業委員の経験があったから手を挙げられましたけど、経験がなしに手を挙げるということはなかなか難しいだろうと思いますので、議会から推薦をして、農業委員の経験をして、そして地域に帰られて、手を挙げて選挙に出ていただくというふうなものを繰り返せれば、ちょっといい方向にできるんじゃないだろうかなと思いますけれども、課長はどんなふうに思われますか。

議長（石橋正毫君）

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（添島清美君）

事務局といたしましても、極力、地域の皆さんにお願いして、公選で出ていただくようにお願いしていきたいと考えております。

議長（石橋正毫君）

13番。

13番（川野栄美子君）

ありがとうございました。

男女共同参画の条例につきまして、目標数値を、いろんな課にわたってしました。これは全部に、このように男女共同参画は課が複雑に、ほとんどということがかかってまいります。だから、条例づくりはとても難しいということは議員の皆様方も十分わかっていらっしゃるだろうと思いますが、いよいよ、でも、5市になりましたので、そんなにゆっくりもできないと思いますので、これは推進していかなくちゃなりませんので、市長を初めとしまして、大川の条例づくりについて推進をぜひお願いしたいと思います。

最後になりましたけれども、やはり男女共同参画のかなめは学校教育にあると思います。ここで、しっかり人権教育を徹底的に学んでいただいて社会に出ていくというところがとても大事だと思いますが、最近、若い人たちは男女共同参画、授業の中に、家庭科の中で、みそ汁をつくったり、御飯を炊いたりするように、男性もしなくちゃならないようになりますし

た。ですから、遠くのほうに就職しても、自分で御飯をつくったり、みそ汁をつくったり、おかずをしたりすることができる男性がふえてきたということは、男女共同参画の推進だろうと私は思います。

最後に、教育長にお尋ねいたします。

やっぱり、男女共同参画の条例づくりのかなめは教育でございますけれども、教育の中で人権についてどのように確信を持って推進してあるのか、ここだけお尋ねいたします。

議長（石橋正毫君）

石橋教育長。

教育長（石橋良知君）

今、川野議員の御質問で、教育の重要性について説いていただきましたとおり、まさにそのとおりだと思います。小さいときから、やはり大きくなるまで、基礎をつくっていきながら、そして、その中に意識をきちんと高めなければならないと。現在、御指摘のように、男女共同参画という点では、御存じのとおり、教育施策要綱の中に重要施策として取り入れております。この問題につきましては、以前から取り組んでおりますけれども、特に第2次男女共同参画計画を23年度出されました中に、男女共同参画意識の浸透ということで、男女共同参画教育の充実、学校教育における推進という面がございましたので、多分、施策要綱を眺めてみますと、20年度のときに、その図柄をあらわしたと思います。

ちょっと御紹介いたしますと、男女共同参画を形成するために、幾つもの、全教育課程の中でやらなくちゃなりませんけれども、その中で、特に視点を持って進めているところがございます。第1点は、男女平等の意識の育成、これを十分にしていかななくてはならないだろうと。もう1つは、一人ひとりの個性や能力の育成、御存じのとおり、教育の狙うところは人格の形成でありますし、国家社会の形成者を育成しているところにあります。まさに、おっしゃります、これから生きる力というものを培っていかなくちゃいけません。生きる力は、もっと言えば、御存じのとおり知・徳・体、バランスのいい人間をつくっていかなくちゃいけない。そして、次代を担う、社会、つまり国を育成していく子供たちをつくっていかなくちゃならない。

そういう大きな目標の中におきますと、まず、培わなくてはならないのが幾つかあると思います。例えば、豊かな心といいまして、思いやりの心とか、生命、人権をとうとぶ心、勤労をとうとぶ心というような、そういう豊かな心を培っていかなくちゃなりませんし、さら

には、性差の正しい認識というのが非常に必要ではないかということで、身体的、生理的な理解はもちろんですが、心理的、資質的意識の解消、つまり男だから、女だからということではなくして、体の現象について、もう少しそういう解消をやっていかなければならない。さらには、社会的、役割的な、そういうものの解消。

具体的に申し上げますと、例えば、心理的であれば、女らしさ、男らしさというような、らしさというものではなくて、例えば、女性は非常に優しくて思いやりがある、男性は強くたくましいというような一般的なことがありますけれども、そんなことではなくて、優しさ、たくましさというのはお互いに持っているんだと。ただ、そのよさというものは認めながらも、お互いに、そういうものは協調していかなければいけないというような考え方が心理的解消というような面であります。

さらに、もう1つは、自立する力というのをつけていかなければいけない。御存じのとおり、生活的自立、つまり自分自身で物事をやり通すこと、さらには経済的自立、さらには精神的自立、そういう自立であります。そういうような資質、能力を高めていくとともに、これが学んだからそれができるかではなくして、学んだことを実践的態度まで高めていかなければならない。それは、生活場面で見られるとおり、学校で申し上げますと、給食指導を見ていただきますと、男女一緒、関係ありません。全部、自分の係、担当を担いながらやっていますし、さらに運動会、体育祭などを見ても、役割分担をしながら、みんなで作り上げていく。まさに、自分たちの持っているよさを十分に出し合いながらやっている姿というのは、御存じのとおりだと思います。

さらには、教科領域等におきまして、家庭科で、今申されましたように、裁縫もするし、料理の作り方もするし、さらには木工についてのくぎの打ち方とか、のこの切り方とか、男女関係なく学んでいきます。さらに、道徳におきましては、思いやりの心とか、助け合いの心とか、いろんなそういうものもお互いに学んでいきますし、そういう意識に立ったものが現場の中でどういうふうに、生活の中でどう生かされていくかというのが非常に大切じゃないかと思います。

それが市長がちょっと申されましたとおり、そういうのが意外と阻害されている面があるんじゃないか。その阻害を取り払っていくことが男女共同参画の社会をつくっていく一つの解決策ではないかと。

教育を申し上げながら、子供たちが今、このように、発達段階に即しながら、幼稚園の子

供たちを見てみますと、男女関係ありません。小学校、中学校、だんだん意識が芽生えてまいりますけれども、そこで育てられた資質、能力を現場の中で大人がどう見てやるか、また、見て、そのことをいかに啓発してやるか、これも重要な役割ではないかと思っております。

一端ですけど、述べさせていただきました。

議長（石橋正毫君）

13番。

13番（川野栄美子君）

ありがとうございました。

男女共同参画の条例につきまして、教育部局の思いとか、そういうものをしっかりお考えになっているだろうと思いますが、あとは市長部局が条例につきまして主導していきますけれども、新しく副市長になられました方にも一言、その発言をいただきたいと思います。

きょう、男女共同参画は進むのかという質問をいたしました。市長から、進みますけれども、条例をつくるには、ちょっとまだ待ってください、いろいろとしなくてはならないことがありますからということを言われました。

市長はまだ、この大川の行政のことは、条例をつくるには難しいようなところもまだあると思いますので、副市長がぜひ条例のかなめとなって、市長を助けて、立派な条例をつくっていただきたいなと思いますので、その意気込みのほうを聞かせていただきたらと思うので、ちょっと申し上げましたので、お返事をしていただいてよろしゅうございますでしょうか。

議長（石橋正毫君）

酒見副市長。

副市長（酒見隆司君）

先ほどから、いろんなやりとりをお聞きしまして、現実的な意識調査等々のやりとりを聞いておまして、非常に、条例化すればいいのか、男女共同参画というのは条例をつくれればいいのか、それとも、本当はそういう意識が市民全部に芽生えれば、これは条例なんか必要ないと思うんですね、全て。本当は、そういうことになれば。ただ、やっぱり大川は遅々として、聞いていると、余り進んでいない。そういう中で、条例化をすれば逆に進むと、そういう面もあるかと思えます。そういうことをいろいろ検討しながら、市長の思いも、いわゆる男女共同参画については熱い思いを持ってあるみたいですので、そういうふうなところで一緒に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（石橋正毫君）

13番。

13番（川野栄美子君）

条例は、せんでもいいというふうな感じにも今聞こえたんですけどですね。しないなら、しないでいいというふうな感じ。そういうお考えの方もいらっしゃいますし、でも、行政として、大川市として、国からの一番、これからの社会をしていくためには、やっぱり条例をつくって、そういうふうなまちに、男女共同参画が進む、男性も女性もいいまちにしようと、福岡県は男女共同参画の条例をつくって、福岡県が一番幸せなまちにしようと、福岡県は言いました。それくらいの意気込みを持って、ここも推進していただければと思います。

もうこれで質問を終わりますが、最後に市長、しっかり、この付近をやっていただけますでしょうか。やるか、やらないかだけで結構でございますので、お返事をお願いいたします。

議長（石橋正毫君）

市長。

市長（鳩山二郎君）

しっかりと頑張らせていただきたいと思います。私自身がこの条例化ということに対して思いますのは、やはり日本の歴史的に男尊女卑という言葉もございますけれども、やはりそういった歴史があった中で、この条例化というのは、やはり人権の問題でもありますけれども、女性の皆様方にとりましては、これは1つの保障になるのではないかというふうに思いますから、ぜひ、そういう意味で、我々男性陣も、このことは懸命に前向きに考えていかなければいけないと思っております。

以上です。

議長（石橋正毫君）

13番。

13番（川野栄美子君）

市長の、その言葉を信じます。

終わります。

議長（石橋正毫君）

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻は10時25分といたします。よろしくお願

いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時25分 再開

議長（石橋正毫君）

休憩前に引き続き本会議を再開します。

鳩山市長。

市長（鳩山二郎君）

先ほど川野栄美子議員の質問に対する私の答弁の中で女性の皆様方のお力で当選をさせていただいたという、そういう発言をいたしましたけれども、その発言ですと、あたかも女性の方だけから当選をさせていただいたという発言に聞こえるわけでありまして、そうではなくて男性の皆様方と同様、女性の皆様方のお力をいただいて当選をさせていただいたということでございますので、この際おわびと訂正をさせていただきます。

以上です。

議長（石橋正毫君）

それでは、一般質問を続行します。

次に、7番岡秀昭君。

7番（岡 秀昭君）（登壇）

おはようございます。昨日から始まりました一般質問、7人目最後であります。発言順位7番、議席番号7番、文教厚生委員5名中最後の5番目で一般質問に入らせていただきます。

今回は、県道水田大川線へのバイパス整備についてと、クリークしゅんせつということであります。

県道水田大川線金納交差点の県道整備が終わって、野田のほうに入りますと若干狭くなっております。それから野田までかなり狭くて、大型車が入ったら普通車で離合はできないという、県道の問題ではあります。それで、一昨年、柳川市議会においてもこれについての柿添京田マンションへの いちよう通りへの接続によってバイパス化ができないかというような柳川市議会において発言がございました。その中で、大川においても私のほうで一昨年2回ほどお尋ねさせていただいておりました。その後、柳川市、県関係課とのそのような接触があったのか、どういうふうなお話があるのか、お尋ねをしたいと思います。

市役所の前の幹線道路が柿添京田マンション、国道385号にぶつかるところで、この先大型車は通り抜けできませんと。大川の一つの大きな幹線が途中で行きどまりじゃありませんけれども、大型車が抜けられないというような意味で、これがつながるならば、ある意味で筑後から八女に抜ける大きな幹線道路としての機能がさらに経済的効果が期待できるんじゃないのかなと、そんなふうに思っております。費用対効果、いろんな道路整備、いろんなことがありますけれども、そういう部分も含めてですね、地方自治体どこも財政が大変な時期でありますので、そういう部分で有効な提案というものはどんどんしていくべきではないのかと。この辺についてのお尋ねをさせていただきたいと思います。

次に、クリークしゅんせつでありますが、農事組合行政区に年間150千円というような形でしゅんせつ費用といたしますか、機械のレンタル貸借契約というような形で助成をされておりますが、私の住んでおります田口校区、田口町、消防水利の確保という観点から毎年しゅんせつの場所を考えて行っておりますが、どうしても水をせきとめて排水して堀を空にして渦を揚げるというようなことで、そのせきとめ費用であるとか、ポンプアップの費用であるとか、そういう経費にかなりの額があつて、行政区の予算の中で幾らか補填するような形で毎年行っているのが実情であります。しかし、ちょっと大きい消防水利としてこれは大事だということのしゅんせつをしようと思うと、わずかな距離しか実際にはもうできないわけですね。そうすると、費用対効果という部分では、翌年また同じ経費をかけてわずかな距離をするというような形で、なかなか遅々として進まない。そういう部分で地域地区の実情に応じた予算措置というものをやっぱり考えていく必要があるんじゃないのかなという思いをいつもしております。亡くなられた同じ校区の岡正成議員も年間の額でいえばかなりの額があるのだから、集中的に一点集中で取り組んでもいいんじゃないかというお話もたびたびされておられました。そういう部分でその辺の検討はできるのか、また、そういう取り組み方というものも考えられないのかなというふうに、改めて御提案させていただいて、あとは自席での一問一答でお願いしたいと思います。御清聴ありがとうございました。

議長（石橋正毫君）

鳩山市長。

市長（鳩山二郎君）（登壇）

岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、県道水田大川線バイパス整備についてお答えします。

議員御指摘のとおり、このバイパス計画が具体的になれば新たな交通ネットワークとして大きな期待が持たれますし、地域産業や経済の浮揚にも効果があると思います。

しかしながら、この件につきましては、県は現時点において具体的な計画には至っていないとのごさいました。県は限られた財源の中で事業の整備推進に努めており、当該地区にあっては、まずは、国道385号バイパスの開通に全力を注いでいきたいとのことであり

ます。また、柳川市との協議については、課長レベルで話をしていますが、具体的な段階には至っておりません。

いずれにしても、事業主体となるべき県の考えや事業用地の大部分を占める柳川市の考えも重要になってきますので、今後、県と柳川市と協議をしまいいりたいと考えております。

次に、クリークしゅんせつについてでございますけれども、クリークはかんがい用水だけでなく防火用水としての機能も兼ね備えており、地域の実情に応じた予算措置を検討していただきたいとの質問にお答えをいたします。

御承知のように、クリークは用排水機能はもとより、雨水の貯留機能など、利水及び治水の面で本市にとりまして重要な施設であり財産であります。

御指摘のように、水路しゅんせつに要する機械借り上げ費用として、現在では農事組合単位で年間150千円でのしゅんせつ作業を実施していただいておりますが、一定の効果があると認識しておりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願いいたします。

また、限られた予算で最大限の効果を発揮するため、他地区との連携調整を図りながら、計画的なしゅんせつを実施していただく等の取り組みについても検討していただければ幸いと存じますので、御理解、御協力のほどをよろしくお願いをいたします。

以上で壇上からの答弁とさせていただきますけれども、答弁漏れ等がございましたら自席にてお答えをさせていただきます。

以上です。

議長（石橋正毫君）

7番。

7番（岡 秀昭君）

御答弁ありがとうございました。南筑後の県土整備事務所にも一昨年お邪魔させていただ

いて所長さんともお会いして、やっぱり国道385号をとにかく開通させるんだというお話は伺っております。

ここの市役所付近の官庁街の整備ということで昭和40年代整備が始まって、市役所前の道路が今はやっと国道385号までつながったということで、これまで50年近くの年月がかかっております。道をつくる、まちをつくるというのはやっぱり50年100年の計なんだなという思いを改めて思っております。僕が生まれた時分に計画が始まって整備されていると。一朝一夕になるもんじゃないというふうに理解しております。ここまで来てせっかくの道が、やっぱり大型車通り抜けできませんというのは非常にさみしいなと思いますし、これが抜けていくと国道442号バイパス、385号、208号、大きな幹線の中で縦横無尽にある程度、大川の中心街に、駅のない陸の孤島と言われた大川市にとってやっぱりわかりやすい道ができるんじゃないかなというふうに思います。大川市がどうのこうのという問題ではないと思いますけれども、そういう分では大川市にとって非常に経済効果を期待できる、そして、筑後から八女に抜けていく旧道、昔の街道につながっていける、非常に経済効果の高い費用対効果の期待できる、そういう分では物すごいバイパスとしてはいいんじゃないのかなというふうに考えております。

そういう部分でできるできないは別にして、都市建設課長にお尋ねしますけれども、そういう部分で柳川市の感触というものはどんなふうでしょうか。

議長（石橋正毫君）

石橋都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

この件につきましては、柳川市の担当課長さんと数回お話をしたことがございます。確かに議員おっしゃるように、大変大川市にとってメリットのある道路だというふうに考えております。

それで、柳川市の課長さんとお話をしたんですが、広域的な性格を持った道路ということで、やはりこれを整備するには県のほうにお願いしていくべきではないかというふうな基本的な考え方は大体あっております。また、柳川市さんとの連携が必要不可欠でございますので、今後もお互い話を続けていきたいと思いますというふうなことでございます。

議長（石橋正毫君）

7番。

7番（岡 秀昭君）

はい、ありがとうございます。大川は、東は柳川市、大木町と接しております。そういう分では小坂井地区において市道の橋の拡幅等においても、やっぱり柳川市側の蒲池の区長さんのほうとの連携とか、そういうお話もあっておりました。地方自治体が競争の時代であるという部分も確かにわかりますけれども、やっぱり共通する問題というものを抱えておりますし、また、市と市の境目とかというのは、割とクリークを中心を通過していったりとか、そういう部分もありますので、両方のまちに関連する問題というか、こういうバイパスも含めてでしょうけれども、そういう分ではやっぱり隣り合うまちという部分と機会あるごとにやっぱりいろんな共通の話題を議題に据えながらつき合っていくという部分も大事だろうかと思います。その辺、市長どうでしょうか。

議長（石橋正毫君）

市長。

市長（鳩山二郎君）

岡議員御指摘のとおりだというふうに思っておりますので、やはり今後とも県にしっかりと働きかけをしていく中で、柳川市の皆様ともしっかり協議を進めていきたいと思っております。

議長（石橋正毫君）

7番。

7番（岡 秀昭君）

ありがとうございます。いろんな公共事業、インフラ整備、地方自治体、田舎としては特にまだまだこれからですよという部分があるのかなと思います。そういう中で、費用対効果そういうものを含めた事業の取捨選択というものを進めていく必要は確かに大事なことだろうと思っております。ぜひそういう部分で、いろんな検証をしてみるとかなりおもしろい、おもしろいといったら語弊がありますけれども、効果の高いバイパスになるんじゃないのかなという思いを個人的にいたしております。ぜひそういう共通の認識をいただけるのであれば、県に対して積極的に働きかけていただけたらなと。大川、柳川の両県議にもお話はさせていただいております。ぜひ前向きに機会を捉えて取り組んでいただけたらということで要望をお願いしていただきたいと思っております。

次に、クリークしゅんせつであります。150千円、田口町という一つの私の住んでいる行

政区としてすれば、東田口、中小路という2つの農事組合単位ですので300千円、それに行政区の年間予算の中で、クリーク清掃費という中で二、三十万円の金をかけて五、六十万円毎年予算を投じてクリークをしゅんせつして防火用水の、主にやっぱり防火用水、生活排水の水路という部分もありますけれども。

クリーク課にお尋ねしますけれども、クリークの整備ということに対する目的ですね。これはかんがいであるとか、治水、排水、その辺の考え方の中で進められておるといいますけれども、150千円ずつ予算をつけていますよということで効果が上がる、その判断はどこでされておられるのかなと思うんですけど、その辺ちょっとお聞かせいただけますか。

議長（石橋正毫君）

古賀クリーク課長。

クリーク課長（古賀政彦君）

岡議員の質問にお答えさせていただきます。

クリーク課としまして、特にしゅんせつにつきましては、各地区に150千円の予算ということで、地区の皆様方の御協力を得ながらしゅんせつを行っております。

一応そのクリークの整備等の考え方につきましては、議員おっしゃられるとおりかんがい用水ですね、農業に用いる用水、それから、生活排水及び雨水を排水するという、大きな観点でいえば2点を確保するために、そういった整備を行っているというふうに捉えていただいていると思います。

しゅんせつ等の効果が上がっているかということですが、しゅんせつにつきましては、年間に各150千円ということですが、各地区でしゅんせつする箇所につきましては、ここがやはり今浅くなっておるから要は水の流れが悪くなっておる、もしくは貯水能力が落ちているというところについて選定をしていただいて、地元のほうでそういった地権者さん方の調整をとっていただいて、しゅんせつをしていただいております。

そういった部分で、各地区でそういった、ここは必要だということでしていただいておりますし、我々もそういった部分では現地等も見まして、効果は一定あるというふうに認識しております。

ちょっとつけ加えますけれども、一応、行政区で今予算づけをしてしゅんせつをしていただいているということにつきましては、大変な感謝を申し上げます。各一地区ごとは150千円ですが、その地区でお隣の地区とか、そういった部分でその予算をまとめて

計画的にしゅんせつ等もされてあるところもございませけれども、それは地区地区の協議等も必要になってくるかと思いますが、そういった分で調整を図っていくことができたならなというふうには思っております。

ちょっと余り言い過ぎてもいけません、防火用水と、消防水利という観点におきましては、クリークと、また消防のほうにも同じような多分予算があると思いますが、消防のほうとそこら辺は協議と調整等も進めながら対応を図ることも必要ではないかというふうには思っております。

以上でございます。

議長（石橋正毫君）

7番。

7番（岡 秀昭君）

ありがとうございました。

次に、消防本部にお尋ねしますけれども、大川市内消火栓、防火用水、防火水槽、いろんな整備進められておりますけれども、なかなか村内の小さい道路には水道管の径が小さくて、消火栓には適さないというようなことも多々あるんじゃないのかなと思います。そういう部分で消防本部における、消防における消防水利としてのクリークというものをどのように考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（石橋正毫君）

田中消防長。

消防長（田中晴彦君）

岡議員の質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、消防水利としては防火水槽、消火栓、それと自然水利、クリークでございますがでございます。

消防の現在の火災現場での水利の使用状況といいますと、やはり自然水利、クリークの活用が必要になってくると考えております。

それで、クリークの状況ですが、年々汚泥がたまって浅くなって、やっぱり消防水利としても有効に活用できないという部分が年々多くなってきているように感じております。

そこで、消防本部といたしましても、地元の区長さんあたりから消防水利として少ししゅんせつをとということをお願いに来られますので、少ない予算でございますけど、緊急度、優

先順位を考えながら年間二、三件でございますけれども、しゅんせつを行って消防水利の確保に努めているところでございます。

以上です。

議長（石橋正毫君）

7番。

7番（岡 秀昭君）

ありがとうございます。消防のほう本当に今、市長お聞きのように少ない予算なんで。それで、実際にうちの近所で住宅火災があったときに、やっぱり近くの堀から、クリークから吸い上げよりましたら、すぐに瀉になってしましましてですね。ところが、やっぱり縁田があったり、民間地であるということで護岸ができない。そうすると、今度しゅんせつをすると、結局、崩落の危険があるということで、余り深く掘れないわけですね。それで、実際に樋管がありますけれども、樋管で水位が上がったら自動的に堰が倒れて流れるようになる。ところが、もう片方が高くなって逆のほうにしか流れないようになっておる。だから、クリーク本来の機能が逆になってしまっておる。しゅんせつできないからという部分のところもあるわけですね。それから、実際に、消防団も自分の地区の消防水利としては点検も毎年やっておられますし、そういう部分では報告が上がってきましようし、区長さんあたりも自分たちの住むまちを、安全・安心に住むための一つの消防水利としてしゅんせつを、生活排水もちろんありますけど、主な目的はそっちのほうじゃないのかなと個人的には思います。

そういう部分で、クリーク本来の機能が流れがどっちに行くか、それが逆になっておるような現状もあるという部分も考えて、やっぱり二、三十万円　二、三十万円というても皆さん血税の中で扱わせていただくものですから、それは大事にせにやいかんのですけれども、そういう分では、全くそこに行くだけで経費が終わってしまうような、そんな肝心のしゅんせつができないような場合もあるわけですね。

いろんな意味で、今、国が減災ということで護岸にしる何にしる点検して、ちょっと今手を入れればという部分、長く使う。金がないならやっぱり今あるものを大事にして、その辺の経費を少なくしてほかに使える部分を使いましようという考え方になってくると思うんですね。そういう分では消防は消防水利としている、クリークはクリークの維持保全という分だけで考えるんじゃないかと、やっぱり最後は市民の皆さんにとって、このクリークはどういう意味があるんだというものを考えながら、そしてそれに対する将来的な整備計画というよ

うなものも優先順位がそれで出てくるんじゃないのかなと。長期にわたる計画性を持った、ここここはやっぱり早ようしくちゃいけないねとかという、そんな将来的な優先順位というものをきちっと行政として把握した中で整備を考えていく、その中で地域と一緒に、そんなら少し、これくらいかかるなら地域のほうで一緒にこんくらいやりませんかというような形で幾らかでも、そこに500千円入れていただくだけで3年かかったのが1年で終わるかもしれないんですね。そういう分では経費の節減につながっていく場合もあると思いますし、だから、地域地区に合わせた、実情に応じた、そして、必要に迫られたところに対しては、そういうことができるような、長期整備計画の中でいつまでということじゃなくて、これは早くしたほうがいいねとか、そういう大まかな区分でも結構ですので、そういうものを組み立てた中で物事に取り組む。目的はしゅんせつすることじゃなくて、そこで生活する人たちが安全・安心も含めて快適な生活が営まれるための手段としてしゅんせつをするわけですから、それについての長期的な展望に立った整備計画というのをやっぱり持っておく必要があるんじゃないのかなと。その点についてクリーク課長、ちょっとどんなふうに思われますか、御意見をお聞かせてください。

議長（石橋正毫君）

クリーク課長。

クリーク課長（古賀政彦君）

議員の質問にお答えします。

長期的なスパンでの計画ということで、しゅんせつ、それから護岸の整備、大まかに分ければそういった形でお答えさせていただきますけれども、護岸の整備につきましては、一応現在、クリーク課としましては、国の事業、それから県の事業、それと補助事業ですね、それと単費事業と、カテゴリーは幾つかございますけれども、限られた財政の中で整備を進めていく上では現在のところ、そういった国県の補助事業、それに主体を置いて整備を行っている現状がございます。

そういう中で、地元のほうからここがちょっとそういえば護岸というか、のり面がちょっと崩落しているとか、崩壊しているとかということで、区長さん方からクリーク課のほうにいろいろ要望等も上げていただいておりますけれども、そういうことを検討しながら整備箇所につきましては、ちょっと計画を現在させていただいているところです。

それと、しゅんせつ等につきましては、先ほど来おっしゃっておられますが、要は水を抜

いてしゅんせつすると、長い距離をすると予算的に不足するので、また水を張って次回するときにはまた水を抜いてという手戻りが発生するというので、いろんなお話があったと思います。それにつきましては、計画的に選択と集中といたしますか、そういう形で、しゅんせつ等も計画をしていく必要があるかなとは思っておりますけれども、そこら辺につきましては、ちょっと現時点ではこの場でちょっと申し上げるわけいきませんが、そういうこと含めて今後検討等はしていかなければならないというふうには考えます。

以上でございます。

議長（石橋正毫君）

7番。

7番（岡 秀昭君）

ありがとうございます。

先ほどから申しますように、消防水利は消防団も自分たちの管轄する地域地区については消防水利のチェックというものを毎年行われておりますし、行政区長さんたち大変お忙しい中でまちのために頑張っていておりますけれども、やっぱり自分の周りのまちのことはよく見えますから、そういう分では、そういう方々から情報を一遍集めて、うちのまちの地区の水利は、クリークは、ここがもう全くだめやんねとか、いろんな情報が出てくると思うんですね。そういうものを一遍整理されて、将来的な中での計画に生かされるとか、そういうことも必要なのかなと。そういう中で反対に150千円ばらまきとは言いませんけれども、そういうわずかのお金じゃなくて、例えばここの費用がやっぱり二、三百万円でもかかるごたるとかという中であれば、行政区全体の中で相談されていきながら、こっちのを少し回したいので相談できませんかとか、そういう集中的なことも考え方としてはできるのかなというふうに思います。それはもちろん区長さんたちの理解いただかないかん部分もあると思いますよ。する部分で、毎年つももっととこれというところもあるわけですから、そういう中で大川のまち全体として少ない経費でより効果的なしゅんせつ事業というものを捉えたときに、そういう考え方というのも一つの考え方じゃないのかなと思っております。

今、地方財政圧迫する中でやっぱり知恵も出さなにかんと思っておりますので、一つの提案として述べさせていただきます。その辺、今、鳩山市長、就任されてまだ日が浅うございますけれども、まちの小さい隅々までという部分でまだまだ時間がかかろうかと思います。今の聞かれた部分の中で感じられたことをちょっとお聞かせいただければ、お願いします。

議長（石橋正毫君）

市長。

市長（鳩山二郎君）

質問にお答えをさせていただきます。

クリークというのは大川市民の皆様方の生活に本当に密接しているものであるという、そういう理解を私自身いたしております、先ほど言われたように、地方財政大変厳しい、大川市も厳しい中で知恵を出していかなければいけないという、その議員の熱い思いというのも私理解することができるわけでございますから、やはり懸命にそういったことを検討して、できることをしっかりとやっていきたいと思っております。

議長（石橋正毫君）

7番。

7番（岡 秀昭君）

ありがとうございます。限られた予算で効果を上げる、効果というものはなかなか検証が難しい部分もあるかと思いますけれども、行政の政策集団として、トップ集団として市役所の職員たちをまとめて、これからトップリーダーとして頑張ってくださいの中で、ぜひ彼らのすばらしい、職員のすばらしい能力を120%引き出していただいて、知恵と汗も一緒に流していただいて大川のために頑張ってくださいたらなと。目的はあくまで事業をすることじゃなくて、その先にある市民のためのサービスであり、安全・安心につながる一つ一つの施策であろうと思っております。ぜひそこのはき違いがいいような形で横の、縦割りの行政の弊害は取り外して、やっぱりクリーク課長にお願いしたいのは、消防水利としての貴重な部分、それは消防の専門集団としての消防本部から知恵を、そういうチェック機能がですね、消防団という、また、地域ボランティアの方々の支えの中で生の地域の声は出てくるわけですから、そういう部分を生かしてクリーク行政にまた反映すると。そういう派閥横断的な横の連携の中でまた大川市民のためにできることがいっぱい出てくるんじゃないのかなと思います。

以上、お願いしまして私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（石橋正毫君）

以上で一般質問を終わります。

次に、議案第41号から議案第53号までの計13案を一括議題といたします。

これからただいま議題としております案件について、質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、この際お諮りいたします。

議案第45号 平成24年度大川市一般会計歳入歳出決算認定については、6人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案については、6人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

次に、この際お諮りいたします。特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。よって、決算特別委員会委員に5番古賀龍彦君（「議長」と呼ぶ者あり）はい。

17番（永島 守君）

17番永島守でございます。ここで議長に委員の推薦をしていただく前に、今しばらくですね、総務委員会選出の委員に対してちょっとクレームが出ておりますので、ここで休憩をいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（石橋正毫君）

それでは、17番永島議員から休憩の動議が出ておりますが、同意をいただいてですね同意をされる方ございますか。

〔賛成者起立〕

はい、16番井口議員、同意でございます。なお、池末君、同意でございます。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻は後ほどお知らせをいたします。

以上。

午前11時 休憩

午前11時7分 再開

議長（石橋正毫君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

この際お諮りいたします。特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の

規定により、議長が指名することになっております。よって、決算特別委員会委員に、5番古賀龍彦君、6番箆島かおる君、9番平木一朗君、13番川野栄美子君、14番今村幸稔君、17番永島守君、以上6人を指名いたします。

それでは、委員会条例第10条第1項の規定により、正副委員長互選ため、直ちに第3委員会室において委員会の開催をお願いいたします。

ここで、特別委員会開催のため、暫時休憩をいたします。なお、再開時刻につきましては、後ほどお知らせいたします。

午前11時8分 休憩

午前11時18分 再開

議長（石橋正毫君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

決算特別委員会の正副委員長がそれぞれ決定しておりますので、御報告いたします。

委員長に永島守君、副委員長に箆島かおる君と決定いたしました。

次に、議案を各委員会に付託いたします。

お手元に配付いたしております議案付託表のとおり付託いたします。

次に、この際お諮りいたします。

あす9月7日から9月19日までの13日間は、議事の都合により本会議を休会といたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、次の本会議は、来る9月20日午前9時30分から開くことになっておりますので、念のため申し添えます。

以上で本日の会議は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時19分 散会